

令和8年度
野生動物における放射性核種の動態調査業務

一般競争入札
入札説明書

令和8年3月
福島県環境創造センター研究部

この入札説明書は、令和8年度野生動物における放射性核種の動態調査業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県環境創造センター所長 郡司 博道

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和8年度野生動物における放射性核種の動態調査業務委託 一式(単価契約)

(2) 業務の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

施行令第167条の4第1項に定めるもののほか、施行令第167条の4第2項及び同条の5第1項の規定により下記の条件を併せて付することとする。

- (1) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (3) 過去5年の間、国又は地方公共団体において、この公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を受託した実績を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、令和8年3月30日（月）から令和8年4月10日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、5（1）に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、配達証明とし、令和8年4月10日（金）午後5時15分まで必着とする。

なお、期日までに申請を行わなかったときは、入札に参加する者に必要な資格が与えられないので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式 1）

イ 会社概要（任意様式による）

ウ 業務経歴書（様式 1 - 1）

前記 3（3）に示す業務名を具体的に記載するとともに、それを証明する契約書及び仕様書の写し等も添付すること。

エ 主任技術者経歴書（様式任意による）

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長形 3 号封筒を提出すること。（郵送による提出の場合は同封すること。）

（2）資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

（3）入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）により、令和 8 年 4 月 1 5 日（水）以降、入札者に対して通知する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 9 6 3 - 7 7 0 0

住 所 福島県田村郡三春町深作 1 0 番 2 号
福島県環境創造センター研究部

電 話 0 2 4 7 - 6 1 - 6 1 3 8 F A X 0 2 4 7 - 6 1 - 6 1 1 9

電子メールアドレス kansou-kenkyuu@pref.fukushima.lg.jp

（2）入札説明書及び入札関連資料の配付期間

令和 8 年 3 月 3 0 日（月）から令和 8 年 4 月 1 7 日（金）まで（土曜・日曜・祝日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

郵送による配付を希望する場合は、日本工業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 5 0 枚が入る程度の大きさで、3 2 0 円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、5（1）に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県環境創造センターのホームページからダウンロードして入手することができる。

（3）入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和 8 年 4 月 2 0 日（月） 1 0 時

場 所 福島県環境創造センター本館連携研究室 1
（福島県田村郡三春町深作 1 0 番 2 号）

6 入札書の提出方法

- (1) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は不可とする。
- (2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。なお、代理人は委任状（様式4）を持参すること。
- (3) この入札による契約は、入札書に記載した各項目の単価を契約金額とし、代金の支払いは契約金額に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行う。単価にはこの業務を行うのに必要な経費を一切含むこととする。また、本入札は、（各項目の単価）×（予定数量）の総和金額にて比較決定するものとする。
- (4) 入札者又はその代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

7 入札保証金

- (1) 財務規則第248条の規程により、入札に参加しようとする者は、上記5（2）に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札に参加しようとする者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を、上記5（2）で指定する日時及び場所へ提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項の規程のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。入札保証金の納付について免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式7）により、上記4（1）に掲げる期間内に上記5（1）に掲げる場所まで申請すること。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 入札及び開札は5（3）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 入札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）（入札者が本書を持参すること。）
 - イ 委任状（様式4）・・・代理人出席の場合
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお、落札者が決定しない場合、1回に限り直ちにその場で再度入札に付することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

4（1）に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、入札公告等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書（様式3）を提出することを原則とするが、10の（3）に掲げる代理人をして入札させるときは、この限りでない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送をもって入札書（様式3）を提出することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (6) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 1 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 郵便による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札を含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) (各項目の単価) × (予定数量) の総和金額を比較の対象とし、財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

1.4 契約保証金に関する事項

- (1) 福島県財務規則第228条の規程により、落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1号各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかの規程に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の免除については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1.5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して10日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が1.5(1)に規定する期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、5(1)に掲げる部署宛に電子メールにより提出すること（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）。なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスに関するページを参照すること。（電子契約サービスに関するページ/
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

1.6 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

1.7 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式5）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式6）により回答するほか、福島県環境創造センターホームページに掲載する。

受付期間 令和8年3月30日（月）から令和8年4月6日（月）まで

受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所 5（1）に掲げる場所

回答予定日 令和8年4月8日（水）

（2）本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配付を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

18 当該調達契約に関する事務を担当する課

5（1）に同じ。